

# 大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府もずやん

## ■ 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高等学校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

## ■ 授業料無償化制度の内容（令和2年度新入生の場合）

### ① 就学支援金（国制度） 入学時に学校で手続きを行います。

#### 《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者（親権者全員）の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額が、507,000円未満の世帯（※）に対し、基礎額として月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。

#### 《通信制高校》

保護者（親権者全員）の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額が、507,000円未満の世帯（※）に対し、基礎額として1単位あたり4,812円が支給されます。（年間30単位、通算74単位が上限）

※令和2年7月以降は、市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）が、304,200円未満の世帯

- ・毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。
- ・保護者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額が257,500円未満（※）の世帯については、支給額が加算されます。
- ※令和2年7月以降は、市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）が、154,500円未満の世帯

### 【就学支援金の支給額】

在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

所得割額 課税標準額×6% - 調整控除額※	全日制高校・専修学校高等課程等	通信制高校
257,500円未満 154,500円未満	月額33,000円（年額396,000円）	1単位あたり 12,030円
507,000円未満 304,200円未満	月額 9,900円（年額118,800円）	1単位あたり 4,812円
507,000円以上 304,200円以上	対象外	対象外

※上段：保護者（親権者全員）の、市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額（令和2年6月まで）  
下段：保護者（親権者全員）の、市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（令和2年7月から）  
（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）

### ② 授業料支援補助金（府制度） 大阪府内在住の生徒・保護者が対象

#### 【受給要件】

- ・生徒とその保護者（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。
- ・10月1日(基準日)に府内の私立高校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校（※）に在学していること。  
（※大阪府ホームページに、就学支援推進校の一覧を掲載しています。）
- ・生徒が、就学支援金を受給していること。
- ・保護者の所得が、基準の範囲内であること。
- ・在学する私立高校等が指定する期限までに、必要な手続きを行うこと。

## ■授業料支援の内容（令和2年度新入生の場合）

### 《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者（親権者全員）の所得が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間60万円）を上限に補助金が交付されます。（授業料等が年間60万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）授業料等が年間60万円を超える場合でも、60万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。
- 保護者（親権者全員）の所得が下表のBまたはCランクに該当し、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます。（「多子世帯」については、次頁を参照してください。）

### 【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

所得区分	モデル世帯の年収めやす（※1）	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額（※2）	就学支援金（国）①	授業料支援補助金（府）②	支援額の計①+②	保護者負担（授業料等が60万円の学校の場合）
Aランク	590万円未満	257,500円未満 154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円	0円
Bランク	800万円未満	418,500円未満 251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	507,000円未満 304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
対象外	910万円以上	507,000円以上 304,200円以上	0円	0円	0円	600,000円

3段書きの< >内は、私立高校生を含めて2人の子どもを扶養する世帯の場合  
( )内は、私立高校生を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯の場合

### 《通信制高校》

- 保護者（親権者全員）の所得が下表のAランク該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金が交付されます。（1単位あたりの授業料等が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）
- 授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、10,032円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。

### 【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

※1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯の年収めやす（※1）	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額（※2）	就学支援金（国）① （※3）	授業料支援補助金（府）②	支援額の計①+②	保護者負担
Aランク	590万円未満	257,500円未満 154,500円未満	9,000円（※4）	1,032円	10,032円	0円
府対象外	910万円未満	507,000円未満 304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	就学支援金を差し引いた額
国対象外	910万円以上	507,000円以上 304,200円以上	0円	0円	0円	全額

※1 モデル世帯とは、4人世帯（夫婦どちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人））のケースです。

※2 上段：市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合計額(令和2年6月まで)

下段：市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（令和2年7月から）

（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）

※3 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。

※4 Aランクの就学支援金の支給上限額は12,030円ですが、1単位あたりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料額を上限に支給されます。

## ■ 必要な提出書類

**就学支援金・授業料支援補助金を受けるためには、入学後に、私立高校等で申請手続きが必要です。**  
学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○ **就学支援金** (次の(1)、(2)の両方を提出してください。)

(1) **受給資格認定申請書** (学校から配布されます。)

(2) **保護者(親権者全員)の所得を確認する書類** (次のア、イの両方を提出してください。)

ア. **令和元年度の課税証明書等** (※1) [4～6月の所得区分の判定のために使用します。]

イ. **マイナンバーを確認する書類** (※2)

または **令和2年度の課税証明書等** (※1) ] [7～3月の所得区分の判定のために使用します。]

○ **授業料支援補助金** (次の(1)、(2)の両方を提出してください。)

(1) **授業料支援申請書** (学校から大阪府内に住所を有している生徒に配布されます。)

(2) **保護者(親権者全員)の所得を確認する書類**

**【所得区分がAランク(前頁上段参照)に該当する場合】**

就学支援金にて判定された所得区分の情報を利用するため、  
授業料支援補助金の申請において、所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。

**【所得区分がBランク、Cランク(前頁上段参照)に該当する場合】**

《就学支援金の申請時にマイナンバーを確認する書類(※2)を提出した場合》

→ **令和2年度の課税証明書等(※1)を提出してください。**

(授業料支援補助金の所得区分の判定においてマイナンバーを使用することができないため。)

《就学支援金の申請時に令和2年度の課税証明書等(※1)を提出した場合》

→ **授業料支援補助金の申請において、所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。**

(※1) 「課税証明書等」については下表から該当するものを提出してください。

令和2年度の課税証明書等については、「課税標準額」及び「調整控除の額」の記載があるものを提出してください。

	保護者の職業形態等	必要となる書類	取得方法など
1	給与所得者など住民税の全額を給料から天引きされている場合	「市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」のコピー	毎年6月頃、各市町村より勤務先を通じて配布されます。
2	住民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている場合(個人事業主など)	「市町村民税・道府県民税 納税通知書」及び「市町村民税・道府県民税 課税明細書」のコピー	毎年6月頃、各市町村より送付されます。
3	住民税を給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口の両方で納めている場合(給与所得と事業所得の両方に収入がある場合など)	次の書類をすべて提出してください。 ・「市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」のコピー ・「市町村民税・道府県民税 納税通知書」及び「市町村民税・道府県民税 課税明細書」のコピー	上記1, 2のとおり
4	住民税が非課税の場合 または上記1,2,3の書類を紛失した場合	下記アからウのいずれかを提出してください。 ア. 市町村民税・道府県民税 課税証明書 イ. 非課税証明書 ウ. 「非課税通知書」のコピー	令和元年度の課税証明書等は平成31年1月1日に住所があった市町村へ、令和2年度の課税証明書等は令和2年1月1日に住所があった市町村へ請求してください。
5	生活保護(生活扶助)を受けている場合	生活保護受給証明書 (生活扶助を受けていることがわかるもの)	所管の福祉事務所等へ請求してください。
6	その他	学校の事務室に相談してください。	-

(※2) 「マイナンバーを確認する書類」については、次のうちいずれか1つを提出してください。

- ・ 「マイナンバーカード」のコピー
- ・ 「マイナンバー通知カード」のコピー
- ・ マイナンバーが記載された「住民票の写し」(コピー可) (住民票記載事項証明書でも可)

## ■ 「多子世帯」について(全日制高等学校・専修学校高等課程等の授業料支援補助金のみ)

所得区分がBランクまたはCランクに該当する場合、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます。(前頁上表を参照)

「多子世帯」として申請される場合は、上記(1)、(2)に加えて、次の書類を提出してください。

- ・ **健康保険証の写し** (生徒本人を含む子ども全員分(ただし子どもが3人以上いる場合は、3人分まで可))  
国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証ではなく、世帯全員の住民票(続柄標記のもの)を提出してください。
- ・ **在学証明書(在校証明書)** (19歳以上の子ども(※)を人数に含める場合のみ)  
浪人生の子どもを人数に含める場合は、予備校等の在校証明書または当該子どもに対する教育費負担に係る申出書を提出してください。

※19歳以上の子どもについては、次頁に該当する学校に在学している者に限り人数に含めます。

大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間に限り人数に含めます。

## 【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

19歳以上の子どもについては、以下の学校に在学している者に限り人数に含めます。

### <高校段階> 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）  
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
- ・ 公私立専修学校（高等課程）
- ・ 国公立高等専門学校
- ・ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
- ・ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）
- ・ 「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設（※）
- ・ 「理容師法」にもとづく理容師養成施設（※）
- ・ 「美容師法」にもとづく美容師養成施設（※）
- ・ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）  
（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

### <大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※いわゆる浪人生については、1年間に限り人数に含めます。

## ■その他留意事項

- (1) 所得区分については、保護者（親権者全員）の所得に基づき毎年度判定します。
- (2) 授業料支援補助金を申請する場合で、市町村民税・道府県民税が他府県の市町村で課税されている場合は、申請時点で大阪府内に住所があることを確認するため、住民票の提出が必要です。
- (3) 税の更正や、大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等によって、支給額が変更される場合があります。
- (4) 大阪府内在住の保護者が、勤務先の命令により、他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。
- (5) 保護者の全員または一方が海外に在住しており、市町村民税・道府県民税が課税されない場合は、就学支援金の加算と授業料支援補助金については支給対象外となります。
- (6) 入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
- (7) 私立高校等は、生徒の10月1日時点の在学を確認後、10月末ごろに府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。  
したがって、授業料無償化の対象であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期限が到来する授業料等については、一旦納付の必要がある場合があります。  
(授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。)
- (8) 生徒が、10月1日より前に私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料支援補助金は支給されません。（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）
- (9) 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。  
詳細は学校の事務室にお問合せください。
- (10) 私立高校等が実施する独自の奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
- (11) 私立高校等に在学中、学資負担者の失職や倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、授業料の減免制度の対象となる場合があります。詳細は、学校の事務室にお問い合わせください。
- (12) この制度は、令和元年度から令和5年度までの入学生が卒業するまで適用されます。

## 【制度に関する問い合わせ先】

### 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

### 大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階  
電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

**※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺時期に関することは、学校の事務室にお問い合わせください。**

## 【大阪府ホームページ】

### 「私立高校生等に対する授業料支援について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>



©2014 大阪府もずやん